

(午後 04時00分)

○議長（佐藤忠吉） 決算審査特別委員会での、長時間のご審議、大変ご苦労さまでした。

ただ今の出席議員は、10人であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、第7日目の定例会を開会いたします。

ただちに、会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、委員会付託事件の報告の件を議題とします。

決算審査特別委員長より報告を求めます。決算審査特別委員長 佐藤勝徳君。

○決算審査特別委員長（佐藤勝徳）

平成25年9月11日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

決算審査特別委員長 佐 藤 勝 徳

特別委員会審査報告書

本委員会は、平成25年9月5日に付託された下記事件を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 事件名

認定第1号 平成24年度 真室川町一般会計歳入歳出決算
認定第2号 平成24年度 真室川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第3号 平成24年度 真室川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第4号 平成24年度 真室川町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定第5号 平成24年度 真室川町立真室川病院事業会計歳入歳出決算
認定第6号 平成24年度 真室川町水道事業特別会計歳入歳出決算
認定第7号 平成24年度 真室川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定第8号 平成24年度 まむろ川温泉梅里苑事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査月日

平成25年9月5日（第1日目） 委員長・副委員長の互選
平成25年9月9日（第2日目） 付託事件審査
平成25年9月10日（第3日目） 付託事件審査
平成25年9月11日（第4日目） 付託事件審査・結審

3. 審査結果

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号は、原案のとおり認定

なお、平野勝澄委員より一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに反対の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定することと決定いたしました。

以上、審査結果についてはご報告申し上げましたが、決算審査特別委員会における審査の経過について、ご報告申し上げます。

本委員会は、議会が議決した予算が町民のために適正かつ効果的に執行されていたか、その効果はどうであったか、1年間の成果が評価される極めて重要な意義をもつ委員会であります。

各委員とも、これらの重要性を認識し、各会計の歳入歳出決算について慎重かつ積極的に審議を重ねてまいりました。その結果は、先ほどの報告のとおり認定第1号から第8号までについては、原案のとおり認定することに決定された次第であります。

監査委員より、各会計について意見が述べられておりますが、私からも若干の意見を述べさせていただきます。

はじめに、各委員から多くの指摘をされておりますが、各会計全般にわたり税等「徴収金」の未収が多く見られ、財政的にもその影響が大変心配されているところであります。

税については滞納処分等を行い、年々改善されつつありますが、特に住宅使用料については長期的かつ多額な未納額となっております。滞納者との折衝が困難であるケースが目立ちますが、入居時の条件である「連帯保証人」への対応など、職員一丸となつての処理体制を構築されるよう望みます。

不能欠損処理については法的には適正に実施されているわけではありますが、公平・公正の観点からさらなる創意工夫をもって徴収に努められるよう申し添えます。

次に、当町は豊かな自然を売り物に、美しい景観・きれいな環境を目指し、環境王国に加盟している町でもあります。その町において、し尿処理浄化槽設置または下水道加入率がまだ半数に留まっており、県下で最下位という結果であります。この汚名を挽回すべく、設置及び切替時の補助金を周知徹底し、最大限活用し普及向上に努力されるよう申し添えます。

次に、真室川町立真室川病院事業会計において、「病院改革プラン」が平成25年度で終了となりますが、終了後の事業運営については、一般会計からの繰り入れについて、基準額を明確にしながらか病院経営の事業計画を立てられるよう申し添えます。

また、梅里苑事業会計においては、監査委員の各種会計審査意見書にも見られるとおり、一部に町独自で公営企業法に沿った会計処理がなされておりますが、一般会計から支出を行っているものも含め、会計処理方法の見直しをすべきであることを申し上げます。

最後に、第5次真室川町総合計画や各種計画が作成されているわけですが、計画の重要性を再度認識し、業務を遂行されるよう望みます。

以上、申し上げましたが、各会計の決算審査をしていただいた監査委員のご苦勞に敬意を申し上げますとともに、各委員そして監査委員からの意見については真摯に受け止め、今後とも

住民の福祉向上に資するよう、また、無駄のない行政運営に努められますこと執行部各位に要望し、決算審査特別委員長報告といたします。

○議長（佐藤忠吉） ただ今の、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め質疑を終わります。

○議長（佐藤忠吉） これより、討論を行います。認定第1号から認定第8号まで一括して討論することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員、異議なしと認めます。

よって本案に対し、一括して討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認め討論を終わります。

これより、採決に入ります。お諮りいたします。認定第1号から第8号までの8議案に対し、一括りて採決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員、異議なしと認めます。

よって、これより一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決算審査特別委員長の報告は、認定第1号から認定第8号までの計8議案は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。着席願います。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号の計8議案は原案のとおり認定されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2、委員会付託事件の報告の件**を議題とします。

産業福祉常任委員長より請願審査の報告を求めます。産業福祉常任委員長 大友又治君。

○産業福祉常任委員長（大友又治）

平成25年9月11日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

産業福祉常任委員長 大 友 又 治

請願審査報告書

本委員会は、平成25年第3回定例会において付託された下記事件を審査した結果、次のとお

り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 事件名

・請願第3号 新聞の軽減税率に関する請願書

2. 審査月日 平成25年9月6日

3. 審査結果 請願第3号 採択すべきもの

なお、審査の際、採択に反対議員が1人おりましたが、賛成多数により、採択すべきものとなりましたことを申し添えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

○議長（佐藤忠吉） これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択すべきものがあります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員、異議なしと認めます。

よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、発議第14号 新聞の軽減税率に関する意見書の件を議題といたします。提出者より趣旨説明を求めます。大友又治君。

○6番（大友又治） 発議第14号 新聞の軽減税率に関する意見書

真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年9月11日

提出者 真室川町議会議員 大友又治

賛成者 真室川町議会議員 外山正利

賛成者 真室川町議会議員 佐藤一廣

（趣旨説明）消費税増税による経済的負担の増加で、国民の知的インフラとしての新聞購読低下が懸念され、社会への関心の低下及び全国販売店の雇用喪失の恐れもあることから、品目による複数税率と新聞への軽減税率適用を強く求めるため提案するものです。

以上であります。意見書案につきましては別紙のとおりでありますので、割愛させていただきます。

きます。皆様からご承認いただけますようよろしくご審議をお願い申し上げます。以上です。

○議長（佐藤忠吉） ただ今の案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

○議長（佐藤忠吉） これより、討論を行います。討論はありませんか。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 私は、発議第14号 新聞の軽減税率に関する意見書について反対討論を行います。

政府は社会保障と税の一体改革関連法に基づいて消費税を来年4月から現行5%を8%に、再来年度の10月からはさらに2%引き上げて、10%に増税することを目指しています。安倍首相は現在の景気動向を踏まえ、学識者や経済界など60人から来年4月からの3%増税実施の是非についてヒアリングを行い、10月にも増税実施についての判断を行おうとしています。消費税は子供から高齢者まで収入のあるなし、所得の多い少ないに関わらず同じ税率の税金を払わされる。応能負担の原則に反する逆進性の強い税金であり、所得の低い人達に大変な負担を強いる最も不公平な税金です。政府はアベノミクスによって直近の経済指標などから雇用や景気が好転していると言っていますが、潤っているのはごく一部の大手企業と富裕層だけで、国民の多くは景気が良くなっているとは実感しておりません。真室川町においてもまた然りです。収入は増えないのに、負担だけが増えているのが現実ですから、当然であります。こうした中で、来年4月に消費税増税を強行すれば多くの国民の懐は冷え込み、価格に転嫁できない中小零細企業は一層厳しい経営を強いられることになることは明らかなです。その結果、景気の後退を招き、さらなる財政危機に陥ることは疑いありません。今、求められていることは、来年4月からの消費税増税の実施ではなく、増税をきっぱりと中止することだと確信します。日本共産党は消費税に頼らなくとも、不要不急の無駄を削り、行過ぎた大手企業と富裕層に対する優遇税制を改め、応能負担を原則とした税制改革によって、社会保障再生充実させ、経済も財政も立て直すという対案を持ち、広く公約として国民に示しています。今意見書案は、政府が来年4月からの増税実施を決めていない段階で、来年4月からの増税実施を前提にした提案であり、賛成することはできません。もちろん、新聞販売店が消費税増税によって、大きな打撃を受けることは明らかなであり、その請願を受け意見書を出そうとすることは理解できるものです。しかし、消費税増税で生活や経営が脅かされるのは新聞関連の産業に限らず、大多数の国民であり、中小零細企業です。従って、すでに述べたとおり、大多数の国民の利益のためにも経済や財政の建て直しのためにも、来年4月からの増税の中止こそ必要であり、多くの町民の皆さんと共に、増税を中止させるために奮闘する。そうした形で日本共産党としては請願者の願いに応えたい。

以上、表明いたしまして反対討論を終わります。

○議長（佐藤忠吉） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、これで討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。着席ください。

よって発議第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、閉会中の所管事務調査報告の件を議題といたします。総務文教常任委員長並びに産業福祉常任委員長から会議規則第77条の規定により、調査報告書が届いておりますので、両委員長より調査報告をお願いいたします。

始めに、総務文教常任委員長より報告を求めます。総務文教常任委員長 外山正利君。

○総務文教常任委員長（外山正利）

平成25年9月11日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

総務文教常任委員長 外 山 正 利

所管事務調査報告

平成25年6月第2回定例会において付託された当委員会所管に係る調査を下記のとおり実施したので、その結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 調査事項 町内所管事務調査

（1）実 施 日 平成25年7月1日、2日（2日間）

（2）目 的 町内公共施設等管理及び運営状況調査

（3）調査箇所 ・総務課（防災担当）

（避難所の管理、運営状況について）

・アナログテレビ用高坂中継局放送施設

（デジタル放送化に伴う施設の現況について）

・真室川小学校、真室川中学校、真室川あさひ小学校、真室川北部小学校

（学校経営概要並びに学校の課題について）

・町民体育館、テニスコート（管理状況について）

・町立真室川病院（診療状況等について）

計13箇所

（4）調査結果 別紙のとおり

別紙は配布しておりますので、ご一読をお願いし、割愛させていただきます。

2. 町外先進地行政施設

- (1) 実施日 平成25年7月8日、9日（2日間）
- (2) 目的 委員の資質向上を図り、識見を高めるための先進地視察研修
- (3) 視察箇所 新潟県：新潟市東区「新潟 雪国型メガソーラー発電所」
新潟市東区「産直施設の取り組み状況」
小千谷市 「未納徴収体制について」
- (4) 視察結果 別紙のとおり

別紙は配布しておりますので、ご一読をお願いし、割愛させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き、報告を求めます。産業福祉常任委員長 大友又治君。

○産業福祉常任委員長（大友又治）

平成25年9月11日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

産業福祉常任委員長 大 友 又 治

所管事務調査報告

平成25年6月第2回定例会において付託された当委員会所管に係る調査を下記のとおり実施したので、その結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 調査事項 町内所管事務調査

- (1) 実施日 平成25年7月4日、5日（2日間）
- (2) 目的 町内公共施設等管理及び運営状況調査
- (3) 調査箇所
 - ・やなの設置効果、現状
 - ・町道栗谷沢畑野線の現状
 - ・町内家屋倒壊の状況
 - ・橋梁長寿命化計画の現状（田代橋）
 - ・ひまわり農場の経営状況
 - ・旧及位地区水害対策の現状
 - ・町道糸出東町線、東町糸出線拡幅状況
 - ・象獅子災害防除事業の現状
 - ・まむろ川温泉梅里苑木質チップボイラー設置事業
 - ・認知症施策総合推進事業の取り組み

計10箇所

(4) 調査結果 別紙のとおり

別紙は配布しておりますので、ご一読をお願いし、割愛させていただきます。

2. の町外先進地行政施設につきましては、総務文教常任委員会と合同の視察でありました。

ただ今、総務文教常任委員長がご報告を申し上げましたので、私からの報告は割愛させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（佐藤忠吉） ただ今の両委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

○議長（佐藤忠吉） これをもって、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長並びに議会広報常任委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申出書が届いております。

総務文教常任委員会と産業福祉常任委員会については代表いたしまして、総務文教常任委員長より説明を求めます。総務文教常任委員長 外山正利君。

○総務文教常任委員長（外山正利）

平成25年9月11日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

総務文教常任委員長 外 山 正 利

産業福祉常任委員長 大 友 又 治

閉会中の継続調査の申出書

両常任委員会合同により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出いたします。

記

1. 町内農家視察研修

(1) 視察期間 平成25年10月中 1日間

(2) 視察場所

①基盤整備状況について（新規事業として申請予定箇所）

②J A真室川町（カントリーエレベーターの運営状況）

(3) 目 的 農業後継者の育成と、安定経営に向けた農産物の流通経路状況等の視察
研修

2. 郡内先進地視察研修

(1) 視察期間 平成25年10月中 1日間

(2) 視察場所

- ①金山町「拓土塾」の活動状況
- ②新庄市「若者園芸実践塾」の活動状況
- ③最上町「民間会社による多業種経営」の運営状況

(3) 目 的 委員の資質向上を図り、識見を高めるための先進地視察研修

3. 調査委員 本委員会所属委員全員

以上、申し出いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 次に、議会広報常任委員長から説明を求めます。議会広報常任委員長 五十嵐久芳君。

○議会広報常任委員長（五十嵐久芳）

平成25年9月11日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

議会広報常任委員長 五十嵐 久 芳

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出いたします。

記

1. 事 件 名

議会広報の調査及び編集（議会だより第124号）の発行について

以上、申し出いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

ただ今の各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員、異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第6、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会活性化特別委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申出書が届いておりますので、議会活性化特別委員長より説明を求めます。議会活性化特別委員長 佐藤勝徳君。

○議会活性化特別委員長（佐藤勝徳）

平成25年9月11日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

議会活性化特別委員長 佐 藤 勝 徳

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出いたします。

記

1. 事件名 議会活性化並びに議会改革についての調査研究

2. 調査内容 閉会中、委員会を開催し、慎重に調査研究を展開しながら必要に応じて他市町村の状況等を視察研修する。

3. 調査委員 本委員会所属委員全員

以上、申し出いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

議会活性化特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員、異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、委員派遣承認要求の件を議題といたします。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

総務文教常任委員長並びに産業福祉常任委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配りましたとおり、委員派遣承認要求がありました。委員派遣承認要求のとおり派遣することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長並びに産業福祉常任委員長からの委員派遣承認要求書のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第8**、議員派遣の件を議題といたします。事務局より説明させます。事務局長。

○事務局長（阿部千代子） それでは読み上げます。

平成25年度、議員派遣。本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

項目、期日、場所の順でご説明申し上げます。

町婦人会とのスポーツ交流会、9月24日（火）、町民グラウンドゴルフ場。町ゲートボール会員及び町グラウンドゴルフ会員とのスポーツ交流会、9月30日（月）、町民ゲートボール場、町民グラウンドゴルフ場。東京真室川総会、10月12日（土）～13日（日）、東京都。4町村（金山町、鮭川村、戸沢村、真室川町）議会議員交流会、10月18日（金）、町民グラウンドゴルフ場、まむろ川温泉梅里苑。中央要望、10月、11月中の1泊2日、国会議員会館。最上地方町村議会議長会議員研修会、11月7日（木）、新庄市ゆめりあ小ホール。議会報告会、11月中の4日間、町内地区8箇所。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

議員派遣の件につきましてはお手元に配布いたしました「平成25年度議員派遣」のとおり、全議員を派遣したいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、「議員派遣について」のとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） 以上をもって、本日の会議を終了いたします。

本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

よって、平成25年第3回真室川町議会定例会は、これをもって閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

（午後 04時37分）